

記者発表資料 2枚

令和6年4月25日
福島県土木部営繕課

「福島県ZEBガイドライン」に改修編を追加しました。

令和4年10月に「福島県ZEBガイドライン」を策定し、新築する県有建築物のZEB化に取り組んでいるところです。

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、既存県有建築物のZEB化も重要であることから、ZEB化改修に係る基本的な考え方、目標水準及び検討手順などを同ガイドラインに追加しました。

◆ガイドライン改定の概要（「新築編」に「改修編」を追加）

【基本的な考え方】

ZEB化改修工事は、個別施設計画等に基づく大規模改修工事に合わせて実施する。

【目標水準】

「ZEB Ready」以上とする。（新築編と同様）

【検討手順】

大規模改修工事の基本設計において、ZEB化改修によるコスト面その他の効果を確認のうえ、ZEB化の方向性を総合的に判断する。

◆「福島県ZEBガイドライン」は、福島県ホームページの「土木部営繕課」のページに掲載しています。

URL

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065c/zeb-guideline.html>



【問い合わせ先】

福島県土木部営繕課

TEL024-521-7524 内線 3691

主幹 野崎 伸吾(ノザキ シンゴ)

FAX024-521-7717

経過

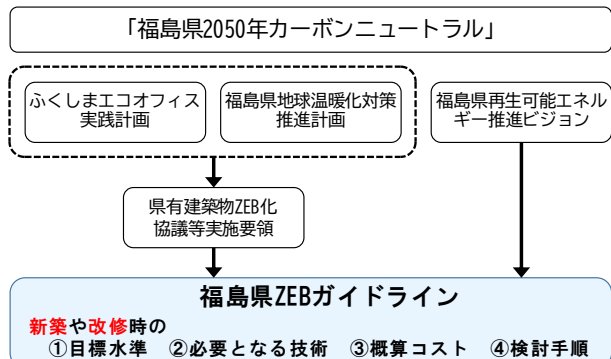
- 県有建築物を新築する際のZEB化の目標水準や検討手順をまとめた「福島県ZEBガイドライン」を令和4年10月に公表(新築編)。
- カーボンニュートラルの実現には、新築時のZEB化のみならず、既存県有建築物のZEB化改修が重要であることから、令和6年4月に「改修編」を追加(ガイドライン改定)。

ZEB化改修の基本的な考え方

- ZEB化改修工事は、内装、外装及び設備機器など多岐にわたることから、従来の大規模改修工事に合わせて実施することが合理的。
- 個別施設計画等に基づき大規模改修工事を行う場合は、「県有建築物ZEB化協議等実施要領」に基づき施設担当課、環境共生課、エネルギー課及び営繕課によりZEB化に関する方向性を検討(ZEB化協議、構成は下記)。

施設担当課 : ZEB化に関する方向性を決定
 環境共生課 : 補助金又は交付金に関する情報提供
 エネルギー課 : //
 営繕課 : 本ガイドラインを用いた技術的支援

【福島県ZEBガイドラインの位置付け】



ZEB化改修の目標水準

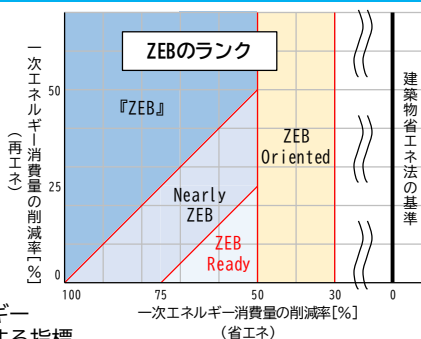
「ZEB Ready※以上」

(新築と同様)

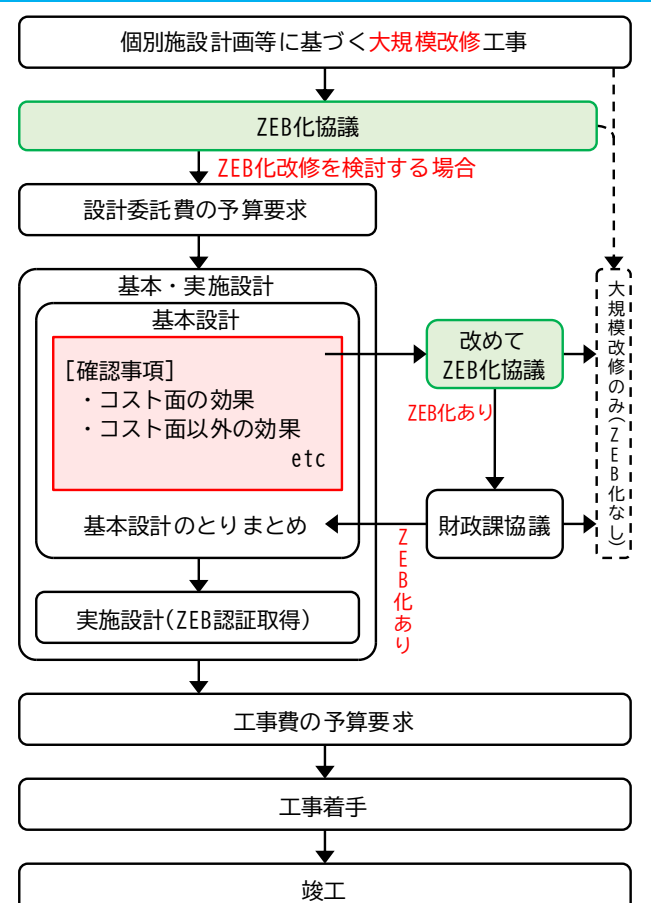
※建築物省エネ法の基準から、一次エネルギー消費量を50%以上削減する。

BEI ≤ 0.5 (再エネ除く)

BEI…建築物のエネルギー消費性能を評価する指標



ZEB化改修のフロー



基本設計時のZEB化改修に係る確認事項

【コスト面の効果】

- ① 大規模改修のみ(ZEB化なし)とする場合のBEI、概算工事費(a)及び年間の光熱費(b)を算出
- ② ZEB化する場合のBEI、概算工事費(c)及び年間の光熱費(d)を算出
- ③ ZEB化に要する「かかりまし費用(補助金等(e)を除く)」を算出

$$= c - a - e$$
- ④ 「かかりまし費用」を光熱費の削減により何年で回収できるかを算出

$$= (c - a - e) / (b - d)$$

$$\text{ZEB化に要する「かかりまし費用」の回収年数} \leq \text{改修後の施設の使用年数}$$



【コスト面以外の効果】

- 温室効果ガス排出量の削減
- 快適性、生産性及びウェルネスの向上
- 災害時における事業継続性(BCP)の向上
- 環境配慮による建物の資産価値の向上



ZEB化の方向性を総合的に判断